

報告徴収等ヒアリング票

I 事業場等の概要

令和 年 月 日

名称					事業場数	県内 所				
所在地	〒 -					県外 所				
	TEL					フリーランスとの取引実績	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明			
事業内容					事業開始	年 月 日				
代表者職・氏名					労働組合の有無	☐ 有 ☐ 無				
労働者数(人)	女性				男性				派遣労働者	
	合計	正規社員	短時間・有期雇用労働者	その他	合計	正規社員	短時間・有期雇用労働者	その他	女性	男性
	企業全体	0			0					
	当該事業場	0			0					
週の所定労働時間	時間/週				変形労働時間制度		☐ 有 () ☐ 無			

※「フリーランスとの取引実績」は、これまでフリーランス(個人)に業務(仕事)を発注することがあったかについて、その有無を記載ください。

※「短時間・有期雇用労働者」とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて、短い労働者」又は「事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者」、又はその両方に該当する労働者です。

※「派遣労働者」とは派遣先として受け入れている派遣労働者です。

情報公表の状況 【対象期間(事業年度) 年 月 日 ~ 年 月 日】

※貴社の該当項目に☑を入れるとともに、公表している数値をご記入ください。

項目	有無	数値(%)			掲載場所	公表年月日
男女間賃金差異の情報公表 (女性活躍推進法関係) (常用労働者101人以上のみ)	☐ 有	全労働者	正規	非正規	☐ 女性の活躍推進 企業データベース ☐ 自社HP ☐ その他	年 月 日
	☐ 無	%	%	%		
女性管理職比率の公表 (女性活躍推進法関係) (常用労働者101人以上のみ)	☐ 有				☐ 女性の活躍推進 企業データベース ☐ 自社HP ☐ その他	年 月 日
	☐ 無	%				
男性の育児休業等取得率の公表 (育児・介護休業法関係) (常用労働者301人以上のみ)	☐ 有				☐ 女性の活躍推進 企業データベース ☐ 自社HP ☐ その他	年 月 日
	☐ 無	%				

I 育児・介護関係の制度等の利用者の状況(過去1年間)

1 育児休業、介護休業取得実績 (人)

	本人又は配偶者が 出産した労働者	育児休業(※)	うち出生時育児休業 (産後パパ育休)	介護休業
女性				
男性				

※同一労働者が同じ子について育児休業又は出生時育児休業(産後パパ育休)を複数回取得した場合や、保育所に入所できずに期間を延長して取得した場合は、1人として記入してください。

2 育児休業・出生時育児休業・介護休業等の取扱通知書を労働者に交付 (☐ している ・ ☐ していない)

II 自社の規則が法令に沿った内容になっているか、当てはまる項目に☑してください。 令和6年に改正・見直し等があった制度・措置

就業規則の適用年月日 (年 月 日) 法委任規定 (☐ 有 ・ ☐ 無)

規定の有無	☒	項 目
育児関係制度	育児休業	☐ 有期雇用労働者は採用から1年未満でも取得できる
		☐ 有期雇用労働者は採用から1年未満の場合取得できない ⇒ 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)
		☐ 男女とも子が1歳に達するまで、2回に分割して、申し出た期間休業できる
		☐ 両親とも育児休業する場合は、1歳2か月までの間の1年間で本人が申し出た期間休業できる
		☐ 保育所に入れない等の特別な事情がある場合、1歳6か月まで休業できる
		☐ 保育所に入れない等の特別な事情がある場合、2歳まで休業できる
	出生時育児休業	☐ 有期雇用労働者は採用から1年未満でも取得できる
		☐ 有期雇用労働者は採用から1年未満の場合取得できない ⇒ 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)
		☐ 男女とも出生後8週間のうちに4週間、2回に分割して、申し出た期間休業できる
		☐ 申出期限が2週間前より以前となっている ⇒ 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)
		☐ 出生時育児休業期間中に就業ができる ⇒ 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)
		☐ 就業可能日等の申出は休業開始前日までとしている
		☐ 休業開始前までは就業可能日等の (☐ 変更 ・ ☐ 撤回) ができる
		☐ 就業日等の同意後であっても休業開始予定日の前日までに同意の (☐ 全部 ・ ☐ 一部) を撤回できる
	子の看護等休暇	☐ 小学校第3学年修了まで取得できる
		取得できる事由 ☐ 病気・けが ☐ 予防接種 ☐ 健康診断 ☐ 入園式 ☐ 卒園式
		☐ 入学式 ☐ 学級閉鎖等 ☐ その他 (具体的に)
		☐ 週の所定労働日数が2日以下の労働者は取得できない ⇒ 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)
		☐ 継続雇用期間6か月未満の労働者は取得できる
		取得単位 ☐ 1日単位 ☐ 半日単位 ☐ 時間単位 ☐ その他 ()
		☐ 時間単位の取得が困難な業務がある ⇒ 具体的業務 () 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)
		☐ 子が1人の場合は年5労働日、2人以上の場合は年10労働日取得できる ☐ その他
	所定外労働・時間外労働・深夜業の制限	<所定外労働の制限制度>
		☐ 小学校就学前まで何回でも請求できる
		☐ 対象除外者を定めている ⇒ { 具体的に }
		<時間外労働の制限制度>
		☐ 法定を超える時間外労働がある部署・業務がある
		☐ 小学校就学前まで何回でも請求できる
		☐ 対象除外者を定めている ⇒ { 具体的に }
		☐ 請求があった場合の法定時間外労働時間数を1月24時間、1年150時間以内に制限している
		<深夜業の制限制度>
		☐ 午後10時から翌日午前5時までの時間帯に深夜労働がある部署・業務がある
		☐ 小学校就学前まで何回でも請求できる
		☐ 対象除外者を定めている ⇒ { 具体的に }

規定の有無 ☒		項 目			
育児関係制度	所定労働時間の短縮措置等	☐	子が3歳に達するまで取得できる		
		☐	1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとなっている		
		☐	短時間勤務が困難な業務がある ⇒ 具体的業務() 労使協定(☐ 有 ・ ☐ 無)		
			代替措置 (☐ 有 ・ ☐ 無) 制度の内容(具体的に) ⇒ ()		
		☐	上記以外で子の年齢に応じて取得できる措置を講じている(努力義務)		
			{ 具体的に () }		
	柔軟な働き方を実現するための措置	☐	3歳以上小学校就学前まで利用できる		
		講じている措置	☐	始業又は終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤の制度) ☐ フレックスタイム制	
			☐	テレワーク等 (日間/月)	
			☐	養育両立支援休暇 (日間/年)	
☐			保育施設の設置運営等 ☐ ベビーシッターの手配及び費用負担		
	☐	短時間勤務制度 短縮後の所定労働時間 : ()時間 所定労働時間6時間以下の労働者の利用 (☐ 可 ・ ☐ 不可)			
☐	措置を講ずるに当たって過半数労働組合等からの意見聴取 (☐ 聴取した ・ ☐ 聴取していない)				
育児休業を取得しやすい雇用環境の整備	☐	以下のいずれか1つ以上の措置を講じている(講じている措置すべてに☑)			
	☐	①育児休業・出生時育児休業に関する研修の実施			
		研修対象者	☐ 全労働者 ☐ 管理職 ☐ その他 ()		
		実施状況	☐ 全労働者に実施済 ☐ 管理職のみに実施済		
	☐	②育児休業・出生時育児休業に関する相談体制の整備			
		周知状況	☐ 全労働者に周知済 ☐ 正規労働者のみに周知済		
	☐	③雇用する労働者の育児休業・出生時育児休業取得事例の収集・提供			
		実施状況	☐ 全労働者に周知済 ☐ 正規労働者のみに周知済		
個別周知・意向確認、意向の聴取・配慮	妊娠・出産等申出時	☐	④育児休業・出生時育児休業制度と取得促進に関する方針の周知		
			制度の周知状況	☐ 全労働者に周知済 ☐ 正規労働者のみに周知済	
			方針の周知状況	☐ 全労働者に周知済 ☐ 正規労働者のみに周知済	
		① 本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出 (☐ 有 ・ ☐ 無)			
		② ①が「有」の場合、育児休業制度の個別周知			
		(☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期: ()))			
		③ ②が「している」場合、周知事項			
		☐	育児休業に関する制度の内容	☐ 育児休業の申出先	☐ 育児休業給付に関すること
		☐	育児休業期間の社会保険料の取扱い	☐ その他 ()	
		④ ①が「有」の場合、育児休業取得の意向確認			
		(☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期: ()))			
		⑤ ①が「有」の場合、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取			
(☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期: ()))					
⑥ ⑤が「している」場合、聴取事項					
☐	勤務時間帯(始業及び終業の時刻)	☐ 勤務地(就業の場所)	☐ 両立支援制度等の利用期間		
☐	仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)				
⑦ ⑤が「している」場合、配慮の状況(具体的に)		{ () }			

規定の有無 ☒		項 目
育 児 関 係 制 度	個別周知・意向確認、意向の聴取・配慮	① 子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの労働者 (☐ いる ・ ☐ いない)
		② ①が「いる」場合、措置の個別周知 (☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期:))
		③ ②が「している」場合、周知事項 ☐ 柔軟な働き方を実現するための措置として選択した対象措置のうち (☐ 全部 ・ ☐ 一部) を周知している ☐ 対象措置の申出先 ☐ 所定外労働・時間外労働・深夜業の制限制度の内容
		④ ①が「いる」場合、対象措置の利用の意向確認 (☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期:))
		⑤ ①が「いる」場合、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取 (☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期:))
		⑥ ⑤が「している」場合、聴取事項 ☐ 勤務時間帯(始業及び終業の時刻) ☐ 勤務地(就業の場所) ☐ 両立支援制度等の利用期間 ☐ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
		⑦ ⑤が「している」場合、配慮の状況(具体的に) ()

規定の有無 ☒		項 目	
介 護 関 係 制 度	介護休業	☐ 有期雇用労働者は採用から1年未満でも取得できる	
		☐ 有期雇用労働者は採用から1年未満の場合取得できない ⇒ 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)	
		☐ 対象家族1人につき通算93日まで取得できる	
		☐ 93日間を3回まで分割して取得できる	
	介護休暇	対象家族	☐ 配偶者 ☐ 父母 ☐ 子 ☐ 配偶者の父母 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 孫 ☐ その他 ()
		取得できる事由	☐ 介護 ☐ 病院の付き添い等の世話 ☐ 介護サービスの提供を受けるための手続きの代行 ☐ その他 ()
		☐ 週の所定労働日数が2日以下の労働者は取得できない ⇒ 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)	
		☐ 継続雇用期間6か月未満の労働者は取得できない	
		取得単位	☐ 1日単位 ☐ 半日単位 ☐ 時間単位 ☐ その他 ()
		☐ 時間単位の取得が困難な業務がある ⇒ 具体的業務 () ⇒ 労使協定 (☐ 有 ・ ☐ 無)	
		☐ 対象家族が1人の場合は年5労働日、2人以上の場合は年10労働日取得できる ☐ その他 ()	
	所定外労働・時間外労働・深夜業の制限	<所定外労働の制限制度>	
		☐ 対象家族の介護が必要な期間中は何回でも請求できる	
		☐ 対象除外者を定めている ⇒ (具体的に)	
		<時間外労働の制限制度>	
		☐ 法定を超える時間外労働がある部署・業務がある	
		☐ 対象家族の介護が必要な期間中は何回でも請求できる	
☐ 対象除外者を定めている ⇒ (具体的に)			
☐ 請求があった場合の法定時間外労働時間数を1月24時間、1年150時間以内に制限している			
<深夜業の制限制度>			
☐ 午後10時から翌日午前5時までの時間帯に深夜労働がある部署・業務がある			
☐ 対象家族の介護が必要な期間中は何回でも請求できる			
☐ 対象除外者を定めている ⇒ (具体的に)			

規定の有無 ☒		項 目		
措置	所定労働時間の短縮等の措置	☐	以下のいずれか1つ以上の措置を講じている(講じている措置すべてに ☒)	
		☐	①所定労働時間の短縮措置 ☐ ②フレックスタイム制	
		☐	③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤の制度) ☐ ④介護サービス費用の助成等	
		☐	連続する3年以上の期間で、2回以上の利用が可能 (④を除く)	
		☐	④の場合、利用期間等について ⇒ { 具体的に }	
	☐	介護を必要とする期間や回数に配慮して、法を上回る措置を講じている(努力義務)		
	介護関係制度	介護離職防止のための雇用環境の整備	☐	以下のいずれか1つ以上の措置を講じている(講じている措置すべてに ☒)
			☐	①介護休業・介護両立支援制度等 ^(※) に関する研修の実施
			※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度 iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置	
			【介護休業制度】	
			研修対象者	☐ 全労働者 ☐ 管理職 ☐ その他 ()
			実施状況	☐ 全労働者に実施済 ☐ 管理職のみに実施済
			【介護両立支援制度等】	
			研修対象者	☐ 全労働者 ☐ 管理職 ☐ その他 ()
			実施状況	☐ 全労働者に実施済 ☒ 管理職のみに実施済
☐			②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備	
周知状況	☐ 全労働者に周知済 ☐ 正規労働者のみに周知済			
☐	③介護休業・介護両立支援制度等の取得事例の収集・提供			
実施状況	☐ 全労働者に周知済 ☐ 正規労働者のみに周知済			
☐	④介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知			
周知状況	☐ 全労働者に周知済 ☐ 正規労働者のみに周知済			
介護に直面した場合の措置等	介護に直面した場合の措置等	① 介護に直面した旨の申出 (☐ 有 ・ ☐ 無)		
		② ①が「有」の場合、介護休業・介護両立支援制度等の個別周知		
		(☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期:))		
		③ ②が「している」場合、周知事項		
		☐ 介護休業制度の内容 ☐ 介護両立支援制度等の内容		
		☐ 申出先 ☐ 介護休業給付に関すること		
		④ ①が「有」の場合、介護休業・介護両立支援制度等の取得・利用の意向確認		
		(☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期:))		
		① 令和8年4月1日～令和9年3月31日までに40歳に達する労働者 (☐ いる ・ ☐ いない)		
		② ①が「いる」場合、情報提供を		
(☐ している ・ ☐ していない ・ ☐ 今後実施予定 (時期:))				
③ ②が「している」場合、情報提供した事項				
☐ 介護休業制度の内容 ☐ 介護両立支援制度等の内容				
☐ 申出先 ☐ 介護休業給付に関すること ☐ その他 ()				